

議案第 29 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成 12 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「児童福祉施設及び」を「児童福祉施設、」に改め、「同じ。）」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第 7 条第 1 項の表第 2 部会の項中「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 川崎市児童福祉審議会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、乳児等通園支援事業に係る認可について調査審議することができる。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業に関することを児童福祉審議会の所掌事務とすること等のため、この条例を制定するものである。